

答 申

平成21年 1月 6日

鳥取県知事 平井伸治 様

鳥取県個人情報保護審議会
会長 寺垣琢生

鳥取県個人情報保護条例第2章第1節の実施機関に係る義務規定の
適用が除外される場合について（答申）

平成20年11月11日付けで諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申
します。

記

- 1 鳥取県腫瘍登録（がん登録）事業実施事務において、市町村が実施する各種検診受診者の取扱制限情報を収集するときを鳥取県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第3項第3号による個人情報の収集制限の例外事項として適当と認めます。
- 2 県営住宅の維持管理に係る研修のため、実施機関が現に管理している県営住宅入居者の個人情報を鳥取県住宅供給公社に提供する場合を条例第8条第1項第7号に定める例外事項として適当と認めます。

項 目	収集する取扱制限情報	当該個人情報が必要不可欠である理由
<p>(がん登録事務) がん登録事務において、悪性新生物(がん)患者及び市町村が実施する各種検診受診者の取扱制限情報を収集するとき</p>	<p>1 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</p>	<p>「当該事務自体の特殊性」 事務の性質上、取扱制限情報の取扱いを想定しており、その情報を収集しなければ、当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成人病予防対策及びがん検診精度管理を効果的に推進するため、がん患者及び市町村が実施する各種検診受診者の「心身に関する情報」を収集し、集計・解析を行う必要がある。

項 目	提供することの公益上の必要その他相当な理由
<p>(県営住宅維持管理研修事務)</p> <p>県営住宅の維持管理に係る研修のため、実施機関が現に管理している県営住宅入居者の個人情報を鳥取県住宅供給公社に提供する場合</p>	<p>(1) 「提供先の使用目的の公益性」</p> <p>本県では、平成 2 1 年度中に鳥取県住宅供給公社に県営住宅の維持管理業務の委託 (管理代行) を行う予定であり、このため、公社職員に対する実務研修を実施し、事務の移行をスムーズに行って、県民への利便性を図る必要がある。</p> <p>実務研修は、県営管理システムを使用し、具体的な実例に基づき、調定、請求、収納等の入力作業を行い、職員を管理システムの操作に習熟させることとしており、同システム操作の際に入居者等の個人情報が閲覧できる環境で行うこととしている。</p> <p>なお、県住宅供給公社は地方住宅供給公社法において、その役員及び職員は刑罰適用の公務員みなし規定が設けられており、知りえた個人情報について守秘義務が課されている。</p> <p>(2) 「実施機関が提供する必要性」</p> <p>実務研修においては、実際の情報に基づき管理システムの操作を行うことが必要であるが、全ての個人情報について本人の同意を得て提供することが困難である。</p>